

○ 愛知県都市職員共済組合保養所利用規程

(平成 6 年 7 月 1 日)
(平成 6 年規程第 7 号)

改正 平成 8 年 2 月 21 日規程第 3 号
平成 15 年 2 月 27 日規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛知県都市職員共済組合保養所の設置等に関する規則（平成 6 年愛知県都市職員共済組合規則第 3 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、愛知県都市職員共済組合が設置した保養所（以下「保養所」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第 2 条 保養所の宿泊の利用時間は、午後 4 時から翌日の午前 10 時までとする。

2 保養所の門限は、午後 10 時とする。

3 支配人は、前 2 項に規定する利用時間等を利用状況、季節等を勘案して変更することができる。

(平15規程2・一部改正)

(利用の申込方法)

第 3 条 保養所利用の申込方法は、文書、電話その他により申し込むものとし、所用事項を記入した利用申込書を支配人に提出してその承諾を得なければならない。ただし、支配人がやむを得ない事由があると認めたときは、この限りでない。

(平15規程2・一部改正)

(利用請書)

第 4 条 支配人は、保養所の利用を承諾したときは、利用の申し込みをした者（以下「申込者」という。）に利用請書を交付するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

2 利用者は、利用の当日に利用請書を保養所に提出するものとする。

(平15規程2・一部改正)

(利用の承諾の取り消し又は変更及び違約金)

第 5 条 申込者は、利用の承諾を得た後に利用の取り消し、又は変更しなければならない事由が生じたときは、速やかにその旨を保養所に届け出なければならない。

2 利用を承諾された者が当該利用日の利用を取り消し、又は利用しなかった場合は、次の各号の定めるところにより違約金を徴収する。ただし、支配人がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(1) 利用日の 6 日前以後に取り消しの申し出があったとき 1 人につき 1,000 円

(2) 利用日当日に取り消しの申し出があったとき、又は申し出がなく利用しなかったとき 夕食料相当額

(平15規程2・一部改正)

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、保養所の利用についてこの規程及び支配人の指示に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物若しくは附属設備その他の器物を汚染し、破損し、滅失し、又はそのおそれのある行為をしてはならない。
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしてはならない。

2 支配人は、前項の規定に違反する利用者に対して退出を命ずることができる。

(平15規程2・一部改正)

(損害賠償)

第7条 利用者は、前条第1項第1号の規定に違反し、建物若しくは附属設備、その他の器物を汚染し、破損し又は滅失したときは、理事長の定める損害を賠償しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年2月21日規程第3号)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年2月27日規程第2号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。